

# 第1章 目的等

## 1 目的等

### (1) 目的

電波法は、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的としています。

### (2) 定義

電波法関連法規で出てくる用語の定義は表1の通りです。

表1 用語の定義

用語	定義
電波	300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
無線局	無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
電波の質	電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等をいう。
無線従事者	無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許をうけたものをいう。
無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気的設備をいう。



電波法の目的は、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする